

美濃加茂市情報公開条例の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>議会及び公営企業</u>をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）<u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）<u>で、当該実施機関が管理しているものをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p>

りに公にされることのないように配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例により公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該機関の保有する公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することは

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該機関の管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

できないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる<sup>とされている情報</sup>

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる<sup>とされている情報</sup>

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開するこ

とが公益上必要と認められるもの

(2)の2 個人識別符号（美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）第2条第3号に規定する個人識別符号をいう。次条及び第8条の2において同じ。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある著しい侵害から個人の財産又は市民生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から個人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある著しい侵害から個人の財産又は市民生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ その他公開することが公益上必要であると認められるもの

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びこれらに準ずる団体をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められ

(5) 市と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 市又は国等の機関が行う監査、検査、取締りの計画又は訴訟若しくは交渉の方針、試験問題、用地買収計画その他の事務若しくは事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公開請求の手続)

るもの

(5)・(6) (略)

(7) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公文書に前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、公開しないことができる情報に関する部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、公開しないことができる情報に関する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

(公開請求の手続)

第8条 公開請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、公開請求に係る公文書が、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第8条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第1号に該当する情報及び個人識別符号を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第8条の3 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を示さずに、当該公文書の公開をしないことができる。

第8条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、請求に係る公文書が、実施機関が請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)

(公開の決定)

第9条 実施機関は、第8条の規定による公開請求書の提出があったときは、当該公開請求書を受け付けた日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を公開請求者に通知しなければならない。ただし、当該公開請求書を受け付けた日に、請求に係る公文書の公開をする旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該公開請求書を受け付けた日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を公開請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定(第7条の規定に基づき、公開請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開しない旨の決定を含む。)をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。

(公開の決定)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を、請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。ただし、当該請求書を受け付けた日に、請求に係る公文書の公開をする旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受け付けた日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。

4 (略)

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該実施機関以外の者の意見を聴くことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第9条の2 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求書を受け付けた日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の3 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当



するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下この条及び第12条の2において「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第12条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第10条 実施機関は、公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、実施機関が第9条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場

(公開の方法)

第10条 実施機関は、公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、実施機関が前条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場

場所で行うものとする。

- 3 実施機関は、公文書を公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第7条の規定により公文書の部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(費用負担)

第11条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第11条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第12条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文

所で行うものとする。

- 3 (略)

(費用負担)

第11条 (略)

- 2 公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第11条の2 公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第12条 実施機関は、公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) (略)
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文

書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- 2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合における手続)

第12条の2 第9条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決  
(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報公開審査会)

第13条 第12条に規定する諮問に応じて調査審議し、かつ、法第81条の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関として美濃加茂市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員7人以内をもってこれを組織する。
- 4 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員

書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

- 2 (略)

(情報公開審査会)

第13条 前条に規定する諮問に応じて調査審議し、かつ、法第81条の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関として美濃加茂市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2～6 (略)

の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、第12条第1項に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開請求に係る公文書の提出を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことはできない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった公文書又はその部分及び請求拒否の理由を分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第15条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭による意見の陳述を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する公文書を除く。）の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定により行われた処分については、審査請求をすることができない。
- 7 審査会の審理は公開しない。ただし、答申の内容は公表するものとする。
- 8 前2条及び前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の法令との調整等）

第16条 この条例は、他の法令等の規定に

より、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、市の図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(情報公開の総合的な推進)

第16条の2 市は、情報の公表及び情報の提供の拡充を図るとともに、公文書の公開制度の円滑な運用を図り、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の公表)

第16条の3 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報を公表することについて法令等で別段の定めがあるときは、この限りでない。

(1) 市の長期計画その他の重要な基本計画の内容

(2) 市の主な事業の内容

(3) その他実施機関が定める事項

(情報の提供)

第16条の4 実施機関は、前条に規定するもののほか、市政に関する情報を、多様な媒体の活用等により、市民に積極的に提供しよう努めるとともに、市民の求めに応じ、当該情報を迅速かつ簡易な手續により提供しよう努めなければならない。

(公文書検索資料の作成等)

第17条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第18条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。